

静岡県告示第749号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人リベラインダストリア	三島市本町12番4号	就労支援事業所リベラインダストリア	三島市本町12-4 小林ビル2F	平成29年10月1日	就労継続支援B型	知的障害者、精神障害者
特定非営利活動法人掛川障がい者支援センター	掛川市上内田914番地の6	和光の家	掛川市上屋敷7-2	平成29年10月1日	共同生活援助	知的障害者
特定非営利活動法人さくら	磐田市中泉2032番地	ひまわりの華	磐田市中泉2032番地	平成29年10月1日	就労継続支援B型	身体障害者、知的障害者、精神障害者